

退職後

団体割引
30%
適用

団体総合生活保険

傷 害 補 償
あ ん し ん メ デ ィ カ ル (医 療 補 償)
が ん 補 償
介 護 補 償

「あんしんメディカル」は、大阪市職員互助会を団体とする団体総合生活保険(医療補償)のペットネームです。

《申込締切日》 2023年10月6日(金) 提出先:大阪市職員互助会

加入内容の変更は一斉募集時(年1回)のみしかできません!



団体総合生活保険がパワーアップ!

- ▶ 「がん」「介護」の補償が単独でご加入いただけます!
- ▶ 大人気のがん補償に新プランが登場! P8~

NEW 抗がん剤治療

NEW がん入院・手術保険金 / がん通院保険金

【必見!!】昨年度の健康状態告知書簡素化により引受対象者が拡大しています!

団体総合生活保険の主な変更点 (以下の2点が変更になります)

● 保険料の引落日	● 事務運営費
2024年 1月27日 ▶ 2024年 3月27日	81円 ▶ 75円

傷
害
補
償

あ
ん
し
ん
メ
デ
ィ
カ
ル
(
医
療
補
償
1
年
更
新
)

が
ん
補
償

介
護
補
償

募
集
要
領



大阪市職員退職者のみなさまへ

30%
OFF

※団体割引を適用しています。

万一の“ケガ”への不安に“あんしん”を



傷害補償

(正式名称:団体総合生活保険)

地震によるケガも補償します

ご加入プラン

● 損害率等により、割増引率が毎年見直されます。

傷害補償(天災危険補償特約付)

ご家族のみでのご加入はできません。

家族加入をご希望の場合は、会員本人の加入が条件となります。

1口あたりの補償額	入院保険金日額 (入院1日あたり)	※事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払できません。また、1事故について180日を限度とします。 【手術保険金について】 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。	2,000円
	通院保険金日額 (通院1日あたり)	※事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払できません。また、1事故について90日を限度とします。	1,000円
	死亡・後遺障害保険金額		240万円 後遺障害保険金 程度に応じて9.6万～240万円
年額保険料(1口あたり)			6,460円
重要 加入口数限度(下記重要なお知らせを参照)			6口まで

このようなときお支払します〔対象となるケガ(国内でも海外でも補償)〕

※「保険金をお支払する主な場合」「保険金をお支払しない主な場合」については大阪市職員互助会ホームページをご覧ください

保険の対象となる方が急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ*に対してお支払します。(地震・噴火またはこれらによる津波によるケガも含みます。)

自転車に乗っていて転んだときのケガ	交通事故によるケガ	スポーツ中のケガ	工作中的ケガ	日常生活でのケガ	POINT! 地震に伴う津波によるケガ	POINT! 地震によるケガ

(注) 手術保険金はケガで事故の日から180日以内に手術したときに支払われます(ただし、1回限り)。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。保険金は生命保険、健康保険の給付、加害者からの損害賠償金の受領などに関係なく支払われます。

(注) ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、腱鞘炎、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

重要なお知らせです

⚠ 「たいせつなこと」伝えます!

本制度は会員の相互扶助により成り立っております。保険金支払件数や支払実績により、引受制限や、加入手続きを見合わせていただくことがあります。



オプション【追加補償】



特定感染症危険補償特約

(注) ●傷害補償(天災危険補償特約付)に加入していることが加入条件となります。加入の際は、傷害補償と同一口数にご加入いただけます。

1口あたりの補償額	入院保険金日額 (入院1日あたり)	※事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払できません。また、1事故について180日を限度とします。	傷害補償と同一 (死亡保険金・手術保険金は無し) (待機期間:保険の初日からその日を含めて10日)
	通院保険金日額 (通院1日あたり)	※事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払できません。また、1事故について90日を限度とします。	
	後遺障害保険金額		
年額保険料(1口あたり)			470円 × 傷害補償加入口数

このようなときお支払します
(対象となる内容)

※「保険金をお支払する主な場合」「保険金をお支払しない主な場合」については大阪市職員互助会ホームページをご覧ください
ただし、地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症はお支払対象となりません。

注意

新型コロナウイルス感染症は、2023年5月8日(月)に感染症法上「五類感染症」に変更されたため、契約始期日に関わらず、2023年5月8日(月)以降の発病は保険金のお支払い対象とはなりません。

オプション【追加補償】



個人賠償責任補償特約

(注) ●傷害補償(天災危険補償特約付)に加入していることが加入条件となります。個人賠償責任補償特約のみのご加入はできません。●会員ご本人のみご加入できます。保険の対象となる方はP13をご確認ください。

補償額(てん補限度額)	国内 無制限 国外 1億円 (免責金額(自己負担額)0円)
年額保険料(1家族あたり)	1,750円

加害事故

このようなときお支払します(対象となる内容)

※「保険金をお支払する主な場合」「保険金をお支払しない主な場合」については大阪市職員互助会ホームページをご覧ください

保険の対象となる方が日本国内外を問わず日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品:携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は受託品に含みません。)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を補償します。

あやまって通行人にケガをさせてしまった	飼い犬があやまって他人にかみついてしまった	買い物中にお店の商品を壊してしまった	住居からあやまって物を落として通行人にケガをさせてしまった	マンションを水浸しにして下の階に水漏れが発生した	他人から借りた旅行カバンを盗まれた

(注1) 職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)、車両、船舶等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任については、保険金お支払対象となりませんのでご注意ください。
(注2) 保険の対象となる方またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。なお、補償範囲の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、補償を残したご契約を解約されるとき等、その補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

※個人賠償責任補償については、国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は東京海上日動が行います。

好評

弁護士費用アシスト(人格権侵害等) <追加補償>

(注) ●傷害補償(天災危険補償特約付)・個人賠償責任補償特約に加入していることが加入条件となります。●保険期間中に、弁護士費用アシスト(人格権侵害等)がセットされたタイプに変更することはできません。

「弁護士費用アシスト」は弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)のペットネームです。

補償内容・補償額	法律相談費用・弁護士費用(着手金・報酬金等) 1回の事故について被保険者1名あたり300万円まで
年額保険料	1,730円

被害事故

このようなときお支払します(対象となる内容)

※「保険金をお支払する主な場合」「保険金をお支払しない主な場合」については大阪市職員互助会ホームページをご覧ください

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ*2等により精神的苦痛を被った場合*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。(注)自動車事故に関する費用は対象になりません。
*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用は対象外となります。*2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払しません。
*3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。

歩行中に自転車にぶつられてしまった	子どもがいじめにより不登校になった	ストーカー被害を受けている	SNSで誹謗中傷を受けている

・いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。
※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。
※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
【対象となる相談内容】
以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。
・いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為
・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

・いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス:

午前10時～午後6時

0120-300-575

いずれも土日祝日
年末年始を除く
・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス:
午前7時30分～午前9時30分/
午後5時～午後10時

0120-106-670

痴漢被害・冤罪に関する相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。
なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。
※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

傷害補償

あんしんダイヤル
(医療補償1年更新)

がん補償

介護補償

募集要項

30%OFF

※退職後もずっと「あんしん」しっかり「あんしん」の医療補償



あんしんメディカル

1年更新型

ご加入に際して

新規ご加入または更新時の補償拡大を行う方は、加入依頼書の「健康状態告知のご回答欄」にお答えのうえ、ご署名が必要となります。

※団体割引を適用しています。

（正式名称：団体総合生活保険）

補償内容

1	病気やケガで入院したとき 「疾病入院保険金（基本特約）」「傷害入院保険金（基本特約）」 保険期間中に病気やケガで入院した場合に、「入院保険金日額×入院日数」の保険金をお支払いいたします。	※入院1日目からお支払対象となります。
2	所定の特定疾患＊で入院したとき 「特定疾患保険金特約」 所定の特定疾患により保険期間中、かつ交付された医療受給者証等の有効期間中に入院した場合に「疾病入院保険金日額×30倍」の保険金をお支払いいたします。 ＊特定疾患については、大阪市職員互助会ホームページをご確認ください。	
3	所定の成人病で入院したとき 「成人病入院保険金（成人病追加支払特約）」「成人病手術保険金等不担保特約」 成人病（悪性新生物・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患）を被り、入院した場合に「疾病入院保険金日額×成人病入院日数」の保険金をお支払いいたします。	
4	病気やケガで手術したとき 「疾病手術保険金（基本特約）」「傷害手術保険金（基本特約）」 「重大手術の支払倍率変更に関する特約」 保険期間中に病気やケガの治療を目的として手術を受けた場合に保険金をお支払いいたします。（注2）	※日帰り手術もお支払対象となります。
	病気やケガで放射線治療を受けたとき 「放射線治療保険金（基本特約）」 病気やケガで保険期間中に放射線治療を受けたときに、疾病入院保険金日額の 10 倍の保険金をお支払します。 ※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60 日の間に 1 回の支払を限度とします。	
5	先進医療を受けたとき A 「総合先進医療特約（基本保険金）」 病気やケガにより、保険期間中に先進医療を受けたときに保険の対象となる方が負担した実費をお支払いいたします。ただし、1,000 万円が限度となります。※対象となる先進医療については、大阪市職員互助会ホームページをご確認ください。	
	先進医療を受けたとき B 「総合先進医療特約（一時金）」 上記保険金(A)が支払われる先進医療を受けたときに、10 万円(定額)をお支払します。ただし、保険期間を通じて 1 回に限りです。	
6	ご親族が葬祭費用を負担したとき 「葬祭費用補償特約」 保険の対象となる方が病気やケガにより保険期間中に死亡し、親族が葬祭費用を負担した場合に、その費用を保険金額を限度にお支払します。	

注目

ご家族のみでもご加入が可能です。

※ご家族が加入する場合は、会員ご本人が傷害補償・医療補償・がん補償・介護補償のいずれかに加入いただく必要があります。

※「保険金をお支払する主な場合」「保険金をお支払しない主な場合」については、大阪市職員互助会ホームページをご覧ください。
※保険の対象となる方お一人につき、加入できるのは、**しっかり医療プラン・あんしん医療プラン・お手軽医療プランから 1 プラン**となります。
複数のプランには同時加入できませんので、あらかじめご了承ください。

さらに！ご希望にあわせて「あんしんオプション」をプラスすることができます！

※あんしんオプション単独での加入はできません。

（このように申し込むことができます）

補償内容

三大疾病になったとき 「三大疾病・重度傷害一時金特約」 「三大疾病のみ補償特約（三大疾病・重度傷害一時金用）」	悪性新生物と診断確定された場合や、急性心筋梗塞・脳卒中で入院した場合に「入院保険金日額×100倍」の保険金をお支払いいたします。 ※複数の事由が重複しても、いずれか1つの保険金しか支払われません。	補償額および支払限度日数
退院後通院したとき 「退院後通院保険金特約」	病気やケガにより入院し、退院後にその病気やケガの医師等による治療のため通院(往診含)した場合に「通院保険金日額(入院保険金日額の60%)×実通院日数」の保険金をお支払いいたします。	
長くあんしん！1入院(注1)の支払限度日数が360日！ 「傷害入院保険金・疾病入院保険金、成人病入院保険金1入院(注1)支払限度日数を360日へ変更」	基本プラン(しっかり・あんしん・お手軽の各プラン)の、(疾病・傷害)入院保険金支払限度日数が120日から360日へ変更となります。また、しっかり医療プランにご加入の場合、成人病入院保険金の支払限度日数も120日から360日へ変更となります。	

おすすめ！

成人病による入院が充実の医療補償

しっかり医療プラン

「入院保険金日額」は4タイプから選べます。

さまざまな補償を備えた医療補償

あんしん医療プラン

「入院保険金日額」は4タイプから選べます。

入院・手術・放射線治療に備える
シンプルな医療補償

お手軽医療プラン

「入院保険金日額」は4タイプから選べます。

10,000円・7,000円 5,000円・3,000円 の4タイプ	1入院(注1)につき 120日 が支払限度日数 となります。	10,000円・7,000円 5,000円・3,000円 の4タイプ	1入院(注1)につき 120日 が支払限度日数 となります。	10,000円・7,000円 5,000円・3,000円 の4タイプ	1入院(注1)につき 120日 が支払限度日数 となります。
疾病入院保険金日額の 30倍 ※1入院(注1)につき1回(かぎり)のお支払となります。		疾病入院保険金日額の 30倍 ※1入院(注1)につき1回(かぎり)のお支払となります。		—	—
疾病入院保険金日額と 同額の補償となります。 ※疾病入院保険金とは 別に支払われます。	1入院(注1)につき 120日 が支払限度日数 となります。	—	—	—	—
重大手術 (傷害・疾病)入院保険金日額の 40倍 (重大手術の詳細は、後記「補償の概要等」参照) ----- 上記以外 ----- 入院中 (傷害・疾病)入院保険金日額の 10倍 入院中以外 (傷害・疾病)入院保険金日額の 5倍		重大手術 (傷害・疾病)入院保険金日額の 40倍 (重大手術の詳細は、後記「補償の概要等」参照) ----- 上記以外 ----- 入院中 (傷害・疾病)入院保険金日額の 10倍 入院中以外 (傷害・疾病)入院保険金日額の 5倍		重大手術 (傷害・疾病)入院保険金日額の 40倍 (重大手術の詳細は、後記「補償の概要等」参照) ----- 上記以外 ----- 入院中 (傷害・疾病)入院保険金日額の 10倍 入院中以外 (傷害・疾病)入院保険金日額の 5倍	
疾病入院保険金日額の 10倍		疾病入院保険金日額の 10倍		疾病入院保険金日額の 10倍	
1,000万円 (限度額)		1,000万円 (限度額)		先進医療を受けたとき 直接払サービス 粒子線治療について、一定の条件＊を満たす場合に、粒子線治療にかかる技術料相当額の保険金を、第1回照射日以降に東京海上日動から治療を施した医療機関に直接お支払いできるサービスです。 ＊詳細は大阪市職員互助会ホームページでご確認をお願いします。 おすすめポイント！ 300万円を超えることもある粒子線治療ですが、お客様は高額な費用の立替を行うことなく安心して治療を受けることができます。	
10万円		10万円			
補償限度額(保険金額) 100万円		補償限度額(保険金額) 100万円			

(注1)「1入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
□入院を開始してから退院するまでの継続した入院。
□退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院。
(注2)傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして＊1 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか 1 種類の手術についてのみ保険金をお支払します。
＊1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

※「あんしんオプション」は上記「三大疾病・重度傷害一時金特約(三大疾病のみ補償特約(三大疾病・重度傷害一時金用))」「退院後通院保険金特約」の付帯ならびに、傷害入院保険金、疾病入院保険金、成人病入院保険金1入院(注1)の支払限度日数を360日とすることがセットになったものです。互助会の医療保険制度上、それぞれ個別にはご加入することはできません。
※「保険金をお支払する主な場合」「保険金をお支払しない主な場合」については、大阪市職員互助会ホームページをご覧ください

傷害補償

あんしんメディカル
(医療補償)1年更新

がん補償

介護補償

募集要項



あんしんメディカル

1年更新型

(正式名称: 団体総合生活保険)

おすすめ!

成人病による入院が充実の医療補償

しっかり医療プラン

※赤字は「あんしんオプション」を追加した年額保険料です。

ご加入 年 齢	入院保険金日額			
	10,000円	7,000円	5,000円	3,000円
0～4歳	14,490	10,520	7,870	5,220
	18,490	13,330	9,870	6,410
5～9歳	11,690	8,470	6,320	4,160
	15,690	11,280	8,320	5,350
10～14歳	11,080	8,050	6,020	3,990
	15,080	10,860	8,020	5,180
15～19歳	12,500	9,170	6,950	4,720
	16,840	12,220	9,120	6,010
20～24歳	15,480	11,270	8,470	5,650
	20,340	14,680	10,890	7,090
25～29歳	16,380	11,900	8,890	5,880
	21,400	15,410	11,400	7,380
30～34歳	17,440	12,660	9,470	6,280
	22,840	16,450	12,170	7,880
35～39歳	19,400	14,150	10,630	7,110
	26,130	18,860	13,990	9,120
40～44歳	22,300	16,360	12,380	8,400
	32,370	23,400	17,400	11,420
45～49歳	29,470	21,640	16,420	11,200
	44,630	32,260	23,990	15,740
50～54歳	39,150	28,790	21,880	14,970
	62,060	44,820	33,320	21,840
55～59歳	55,680	41,090	31,350	21,600
	87,990	63,690	47,500	31,300
60～64歳	80,080	59,130	45,160	31,180
	126,810	91,840	68,520	45,190
65～69歳	111,610	82,820	63,620	44,410
	181,590	131,810	98,610	65,410
70～74歳	157,360	117,850	91,500	65,140
	256,900	187,530	141,260	95,000
75～79歳	214,220	163,040	128,910	94,770
	345,960	255,260	194,770	134,290
80～84歳	293,650	228,320	184,750	141,180
	465,300	348,480	270,570	192,670
85～89歳	377,640	303,170	253,500	203,830
	590,970	452,500	360,170	267,840
90歳	518,600	428,460	368,350	308,240
	765,830	601,520	491,960	382,400

さまざまな補償を備えた医療補償

あんしん医療プラン

※赤字は「あんしんオプション」を追加した年額保険料です。

ご加入 年 齢	入院保険金日額			
	10,000円	7,000円	5,000円	3,000円
0～4歳	14,190	10,310	7,720	5,130
	18,190	13,120	9,720	6,320
5～9歳	11,390	8,260	6,170	4,070
	15,390	11,070	8,170	5,260
10～14歳	10,780	7,840	5,870	3,900
	14,780	10,650	7,870	5,090
15～19歳	12,200	8,960	6,800	4,630
	16,540	12,010	8,970	5,920
20～24歳	15,290	11,140	8,370	5,590
	20,150	14,550	10,790	7,030
25～29歳	16,000	11,630	8,700	5,770
	21,020	15,140	11,210	7,270
30～34歳	16,640	12,100	9,070	6,040
	22,040	15,890	11,770	7,640
35～39歳	17,950	13,130	9,900	6,670
	24,680	17,840	13,260	8,680
40～44歳	20,120	14,830	11,290	7,750
	29,950	21,710	16,190	10,690
45～49歳	25,650	18,970	14,510	10,050
	40,590	29,430	21,970	14,530
50～54歳	32,650	24,240	18,630	13,020
	55,040	39,910	29,810	19,730
55～59歳	45,000	33,610	26,010	18,400
	76,300	55,510	41,650	27,790
60～64歳	63,450	47,490	36,840	26,190
	108,420	78,970	59,320	39,670
65～69歳	86,880	65,510	51,250	36,990
	153,560	112,190	84,590	57,000
70～74歳	122,250	93,270	73,940	54,610
	215,450	158,510	120,530	82,560
75～79歳	164,910	128,520	104,250	79,980
	286,370	213,550	164,970	116,410
80～84歳	226,210	181,110	151,030	120,950
	378,000	287,370	226,920	166,480
85～89歳	284,360	237,870	206,860	175,850
	462,000	362,220	295,680	229,150
90歳	392,560	340,230	305,330	270,430
	591,750	479,660	404,920	330,180

退職後もずっと「あんしん」しっかり「あんしん」の医療補償 〔医療補償〕年額保険料表

入院・手術・放射線治療に備える
シンプルな医療補償

お手軽医療プラン

※赤字は「あんしんオプション」を追加した年額保険料です。

ご加入 年 齢	入院保険金日額			
	10,000円	7,000円	5,000円	3,000円
0～4歳	12,670	8,870	6,340	3,810
	16,670	11,680	8,340	5,000
5～9歳	10,180	7,130	5,100	3,060
	14,180	9,940	7,100	4,250
10～14歳	9,550	6,690	4,780	2,870
	13,550	9,500	6,780	4,060
15～19歳	10,540	7,380	5,280	3,170
	14,880	10,430	7,450	4,460
20～24歳	13,580	9,510	6,800	4,080
	18,440	12,920	9,220	5,520
25～29歳	14,330	10,040	7,170	4,300
	19,350	13,550	9,680	5,800
30～34歳	14,870	10,410	7,440	4,470
	20,270	14,200	10,140	6,070
35～39歳	15,830	11,090	7,920	4,750
	22,560	15,800	11,280	6,760
40～44歳	17,400	12,190	8,710	5,230
	27,230	19,070	13,610	8,170
45～49歳	22,010	15,410	11,010	6,610
	36,950	25,870	18,470	11,090
50～54歳	27,770	19,440	13,890	8,340
	50,160	35,110	25,070	15,050
55～59歳	37,720	26,410	18,870	11,320
	69,020	48,310	34,510	20,710
60～64歳	52,950	37,070	26,480	15,890
	97,920	68,550	48,960	29,370
65～69歳	70,990	49,700	35,500	21,300
	137,670	96,380	68,840	41,310
70～74歳	96,350	67,450	48,180	28,910
	189,550	132,690	94,770	56,860
75～79歳	121,050	84,740	60,530	36,320
	242,510	169,770	121,250	72,750
80～84歳	150,100	105,080	75,060	45,040
	301,890	211,340	150,950	90,570
85～89歳	154,730	108,320	77,370	46,420
	332,370	232,670	166,190	99,720
90歳	174,200	121,950	87,110	52,270
	373,390	261,380	186,700	112,020

(ご注意)

- 将来の保険料を約束するものではありません。
- 2024年1月1日時点での満年齢でご確認ください。

*保険期間1年、団体割引30%適用、
免責期間0日、本人型(男女共通)〔単位:円〕

※被保険者(保険の対象となる方)は、大阪市職員退職者
およびその配偶者(注1)・子・父母ならびに退職者と
同居の親族(注2)に限ります。

(注1) 配偶者とは、法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出を
していないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方お
よび②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なら
ない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

ただし、①および②については、以下の要件をすべて満
たすことが書面等により確認できる場合に限り(婚姻
約とは異なります)。

a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合
は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思を
いいます)。

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

(注2) 親族とは、会員の6親等以内の血族または3親等以内
の姻族をいいます。(配偶者を含みません。)

※保険料は、被保険者の契約年齢(保険期間の開始時
における満年齢)によって異なります。

※保険期間は1年間のため、更新される際は、毎年1月
1日時点の満年齢での保険料となります。よって前年と
保険料が変更となる場合がありますのでご注意ください。

あんしんメディカル(医療補償)については、介護
医療保険料控除(2024年1月1日始期契約)の
対象となり、所得税の課税対象所得から所定の金
額が控除されます。

※葬祭費用補償特約保険料は控除の対象外です。
従いまして、お支払保険料と控除対象保険料が
異なることがあります。



傷
害
補
償

あんしんメディカル
(医療補償)1年更新

がん
補
償

介護
補
償

募
集
要
項

30% OFF

もしものがんに備えて「がん補償」があると安心です



がん補償

(正式名称: 団体総合生活保険)

※団体割引を適用しております。

ご加入に際して

新規ご加入の方または口数を増額する方等は、加入依頼書の「健康状態告知のご回答欄」にお答えのうえ、ご署名が必要となります。



そもそも、どうして「がん」なのだろう？

「国民病」ともいわれるがん。
一生のうち2人に1人の方が、がんにかかるといわれています。

男性で約6割、女性で約5割の方が一生のうちに1回以上がんが診断されています。

がんはすべての人にとって身近な病気といえます。
新しい治療方法の研究や開発も進んでいます。
まとまった資金と再発への準備ができると安心です。

日本人が一生のうちにがんが診断される確率は？



がんはどういう病気なの？

がんは、全身のどの臓器にもできる可能性があります。

がんは遺伝子の変異を原因とする病気であり、さらに浸潤や転移という特徴によって、**全身のどの臓器にも発生する**可能性があります。また、骨のなかや血液をつくる器官ががんになるなど、さまざまな種類のがんがあります。

部位別のがん罹患患者数(2018年)

男性に多いがん			女性に多いがん	
前立腺がん	92,021人		乳がん	93,858人
胃がん	86,905人		大腸がん	65,840人
大腸がん	86,414人		肺がん	40,777人
肺がん	82,046人		胃がん	39,103人
肝臓がん	26,163人		子宮がん	28,542人

出典：厚生労働省「平成30年 全国がん登録罹患数・率報告」



がんになったら、どんな治療を受けるの？

最近のがん治療の流れ



医療費・自己負担額の例
(胃がんで15日間入院したケース)

医療費の自己負担額 177,976 円
差額ベッド代他 133,000 円
合計 約 31.1 万円

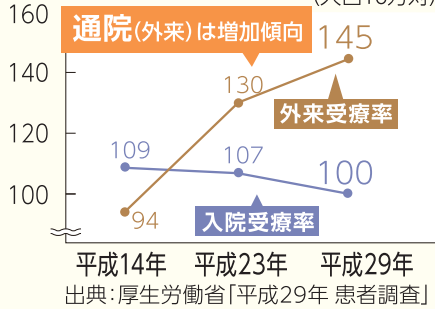
※70歳未満、月収27万円以上51.5万円未満の例
※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合
(実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)
出典：(公財)生命保険文化センター「医療保障ガイド」
(2020年9月改定版)をもとに東京海上日動にて作成

主ながんの平均入院日数

胃の悪性新生物	19.2日
結腸及び直腸の悪性新生物	15.7日
気管、気管支及び肺の悪性新生物	16.3日

出典：厚生労働省「2017年 患者調査」

悪性新生物(がん)の入院・外来受療率の推移
(人口10万対)



注目！

健康状態告知書が簡素化し、引受対象者が拡大しました。

基本補償

がん診断保険金

がんが診断確定※されたときに、
保険金(一時金:100万円、200万円、300万円)をお支払します。

※がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

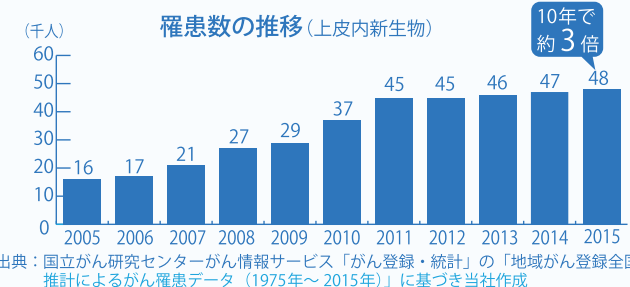
初期のがんでも補償します

□「上皮内新生物」も補償対象になります。また、「白血病」もがんに含まれますので補償対象になります。

◎上皮内新生物について

上皮内新生物の罹患数(注)は、近年、増加傾向にあります。(注) 20～64歳の方を対象とした場合

上皮内新生物とは、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に局限しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。



さらにパワーアップ！

NEW!

治療特化型

抗がん剤治療

がんで抗がん剤治療を受けたときに、
治療をした日の属する各月5万円をお支払します。

NEW!

長期入院対応型

がん入院・手術保険金

がんで1日以上(日帰り入院含む)入院したときに、**日額5,000円、手術の種類によって5・10・20万円をお支払します。**

NEW!

がん通院保険金

がんで1日以上(日帰り入院含む)入院したときに、**その前後の通院に対して、日額3,000円をお支払します。**

新登場の
入院・手術/通院補償なら…

- 入院は日帰りからお支払対象です！
- 通院は

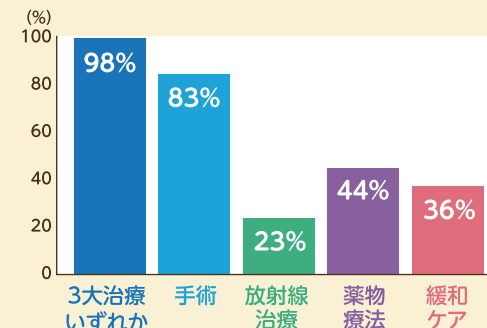
- ・がんで入院(日帰り入院も含みます)をしたときに、その前後の通院に対して保険金をお支払します。*1
- ・がんで三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤治療)のための通院をしたときに、入院の有無にかかわらず保険金をお支払します。*2

*1 1回の入院の原因となったがんの治療のための通院について、425日を限度とします。

*2 通院日数の限度はありません。

がんに罹患した人が受けた治療(治療終了者のみ、複数回答あり)

多種多様ながんという病気にに対して、**手術・放射線治療・薬物療法**の3大治療を組み合わせ、がん患者にとって最適な治療を選択していきます。さらに、身体と心の苦痛に対する緩和ケアも並行して進めます。



出典：「がん治療に関する調査」東京海上日動調べ(2021年1月)

新登場のプラン、保険料は次のページをご覧ください。

傷害補償

あんしんデイカル
(医療補償1年更新)

がん補償

介護補償

募集要項

NEW がん補償のみでもご加入できるようになりました!

プランを
お選びいただけます
ご家族のみでも
ご加入いただけます

長期入通院対応型	治療特化型	基本補償(従来型)
しっかり がん補償プラン	あんしん がん補償プラン	お手軽 がん補償プラン

補償内容	1 がんと診断確定(*1) されたとき(一時金) 「がん診断保険金」 (*1) 継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払します。 支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払できません。	一時金をお支払します 300万円・200万円・100万円の3タイプ	一時金をお支払します 300万円・200万円・100万円の3タイプ	一時金をお支払します 300万円・200万円・100万円の3タイプ
	2 がんて抗がん剤治療(*1)を受けたとき(*2) 「抗がん剤治療補償特約」 (*1) 対象となる抗がん剤治療については、大阪市職員互助会HP掲載の「補償の概要等」をご確認ください。 (*2) 抗がん剤治療保険金の支払限度月数は、60か月とします。	治療をした日の属する月 各月 5万円	治療をした日の属する月 各月 5万円	—
	3a がんて入院したとき(日帰り入院含む) 「がん入院保険金」	1日につき 5,000円	—	—
	3a がんて手術したとき 「がん手術保険金」	手術の種類によって 5・10・20万円	—	—
	3b がんて通院(*1)したとき 「がん通院保険金」 「がん通院保険金の補償拡大特約」 (*1) 三大治療通院(*2)に該当する場合は、入院要件なしかつ支払限度日数は無制限です。 (*2) 手術、放射線治療、抗がん剤治療のいずれかに該当する通院をいいます。	1日につき 3,000円	—	—

メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

がん専用相談窓口

がんに関するさまざまな悩みに、
経験豊富な医師とメディカルソー
シャルワーカーが応えます。

- 緊急医療相談
- 医療機関案内
- 予約制専門医相談
- 転院・患者移送手配*2

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

受付時間*1: 24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です
(予約受付は、24時間365日)。

各プランの年齢別年額保険料

おすすめ！

長期入通院対応型

しっかり

がん補償プラン

がん診断保険金額

ご加入年齢	300万円	200万円	100万円
0～4歳	3,320	2,310	1,310
5～9歳	3,920	2,750	1,570
10～14歳	5,760	3,980	2,200
15～19歳	4,460	3,150	1,830
20～24歳	2,950	2,290	1,640
25～29歳	5,720	4,320	2,920
30～34歳	9,890	7,540	5,180
35～39歳	15,180	11,830	8,470
40～44歳	22,990	18,050	13,120
45～49歳	32,690	25,790	18,880
50～54歳	49,590	38,380	27,180
55～59歳	75,220	57,670	40,120
60～64歳	109,770	84,240	58,700
65～69歳	145,780	111,750	77,730
70～74歳	182,320	140,040	97,770
75～79歳	215,220	164,200	113,170
80～84歳	244,290	184,360	124,440
85～89歳	266,270	197,790	129,320
90歳	290,070	213,010	135,950

治療特化型

あんしん

がん補償プラン

がん診断保険金額

ご加入年齢	300万円	200万円	100万円
0～4歳	3,220	2,210	1,210
5～9歳	3,820	2,650	1,470
10～14歳	5,640	3,860	2,080
15～19歳	4,340	3,030	1,710
20～24歳	2,620	1,960	1,310
25～29歳	5,100	3,700	2,300
30～34歳	8,460	6,110	3,750
35～39歳	12,770	9,420	6,060
40～44歳	19,310	14,370	9,440
45～49歳	27,170	20,270	13,360
50～54歳	42,670	31,460	20,260
55～59歳	65,200	47,650	30,100
60～64歳	94,250	68,720	43,180
65～69歳	125,020	90,990	56,970
70～74歳	156,280	114,000	71,730
75～79歳	186,370	135,350	84,320
80～84歳	212,880	152,950	93,030
85～89歳	233,480	165,000	96,530
90歳	255,730	178,670	101,610

基本補償(従来型)

お手軽

がん補償プラン

がん診断保険金額

ご加入年齢	300万円	200万円	100万円
0～4歳	3,020	2,010	1,010
5～9歳	3,520	2,350	1,170
10～14歳	5,340	3,560	1,780
15～19歳	3,940	2,630	1,310
20～24歳	1,970	1,310	660
25～29歳	4,200	2,800	1,400
30～34歳	7,060	4,710	2,350
35～39歳	10,070	6,720	3,360
40～44歳	14,810	9,870	4,940
45～49歳	20,720	13,820	6,910
50～54歳	33,620	22,410	11,210
55～59歳	52,650	35,100	17,550
60～64歳	76,600	51,070	25,530
65～69歳	102,070	68,040	34,020
70～74歳	126,830	84,550	42,280
75～79歳	153,070	102,050	51,020
80～84歳	179,780	119,850	59,930
85～89歳	205,430	136,950	68,480
90歳	231,180	154,120	77,060

保険期間
1年間

〔単位:円〕

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(2024年1月1日時点の満年齢をいいます。)によって異なります。
保険金をお支払いする主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

がん保険金受取人をご自身(被保険者本人)以外の方に指定する場合は、本パンフレット裏面に記載の
取扱代理店「一般財団法人大阪市職員互助会」までご連絡ください

がん補償については、介護医療保険料控除(2024年1月1日始期契約)の対象となり、所得税の課税対象所得から所定の金額が控除されます。

傷害補償

あんしんメディカル
(医療補償1年更新)

がん補償

介護補償

募集要項

30%
OFF



介護補償

(正式名称:団体総合生活保険)

NEW

介護補償のみでもご加入できるようになりました!

※団体割引を適用しております。

ご加入に際して

◎新規ご加入の方は、加入依頼書の「健康状態告知のご回答欄」にお答えのうえ、ご署名が必要となります。介護のみに(追加)加入される場合、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。なお、告知内容が正しくない場合には、ご契約が解除され、保険金をお受取りいただけないことがあります。健康状態告知を行った方がご署名ください。詳細はP26記入例をご参照ください。

◎健康状態告知書が一部改定されました。

もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。

注目!

ご家族のみでもご加入いただけます



公的介護保険はあるけれど…?

介護にかかるお金は…?

一時費用の合計
平均74万円*

+

月々の費用:平均 8.3万円
×
介護期間:平均61.1か月

=

費用総額
平均約581万円

* 公的介護保険サービスの自己負担費用を含む

【出典】(公財)生命保険文化センター「令和元年度 生命保険に関する全国実態調査」

要介護状態初期に必要な主な費用の目安

車いす	階段昇降機	特殊寝台(介護ベッド)	有料老人ホーム	ポータブルトイレ	移動用リフト
■自走式 …… 4~15万円 ■電動式 ……30~50万円	■いす式直線階段用 ………50万円~ ※工事費別途	■15~50万円 ※機能により金額は異なる	■入居一金方式(全部) …2,500万円(平均額) ■入居一金方式(一部) …500万円(平均額) ■月額管理料 …10~30万円/月 (介護付き終身利用型の場合)	■水洗式 ……1~4万円 ■シャワー式 ……10~25万円	■据置式 ……20~50万円 ■レール走行式 ……50万円~ ※工事費別途

だから 介護にはまとまった資金準備があると安心です。

公的介護保険制度とは

〔公的介護保険制度の概要〕 公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

〔公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給条件〕

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態(寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ●要支援状態(日常生活に支援が必要な状態)

*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

介護補償については、介護医療保険料控除(2024年1月1日始期契約)の対象となり、所得税の課税対象所得から所定の金額が控除されます。

もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です

保険金のお支払対象となる場合

保険の対象となる方(被保険者)が所定の要介護状態※1となった場合に
保険金(一時金:300万円)をお支払します。

【独自基準追加型(要介護2)】

※1 公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合または東京海上日動所定の要介護状態(要介護2)※2と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に、保険金(一時金)をお支払します。

※2 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、大阪市職員互助会ホームページをご覧ください。

■公的介護保険制度において自己負担となる自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備えることができます。

■公的介護保険制度で介護認定がされない方も、東京海上日動所定の要介護状態であれば、補償されます。

		年 齢		
		5歳~39歳	40歳~64歳	65歳~84歳
原因	特定疾病	◀本保険の補償範囲 公的介護保険の保障範囲		
	上記以外	公的介護保険の保障範囲外		



《保険金額・保険料》

【保険期間:1年間】※ご加入口数は1口のみです。

介護補償保険金額

300万円

年齢	年額保険料	年齢	年額保険料
5~9歳	70円	45~49歳	2,130円
10~14歳	70円	50~54歳	2,930円
15~19歳	70円	55~59歳	4,180円
20~24歳	130円	60~64歳	9,030円
25~29歳	250円	65~69歳	18,700円
30~34歳	470円	70~74歳	41,060円
35~39歳	900円	75~79歳	94,360円
40~44歳	1,790円	80~84歳	178,400円

※保険料は、保険の対象となる方で本人の年齢(2024年1月1日時点の満年齢を言います。)によって異なります。

保険料をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、大阪市職員互助会ホームページをご覧ください。

〔公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について〕

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当(自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

傷害補償

あんしんダイヤル
(医療補償1年更新)

がん補償

介護補償

募集要項

手続き方法

お申込みにあたっては、大阪市職員互助会ホームページに掲載しております、**重要事項説明書(補償の概要等)**を必ずご確認ください。

1. ご加入される方

●この保険は自動更新です。

加入内容等に変更・追加がない場合は自動更新となりますので手続きは不要です。
(申し出のない限り、ご契約は自動的に更新されます。)



加入内容の変更は一斉募集時(年1回)のみしかできません！

●ご加入内容について

内容変更、記載漏れ、記載誤り、名前・住所などの変更がある場合、または、継続しない場合は、別紙「団体総合生活保険 加入依頼書」に記入(訂正)してご提出ください。

※なお、あんしんメディカル・がん補償・介護補償にご加入の方は、年齢等により保険料が変更になったり、保険会社側からご加入をお断りすることがありますのでご了承ください。
傷害補償・あんしんメディカル・がん補償の加入年齢は、2024年1月1日における満年齢が0～90歳までの方となります。
介護補償の加入年齢は2024年1月1日時点における満年齢が5歳～84歳までの方となります。

※加入依頼書はお客様控えがございませんので、お手数ですが**コピーをお取りいただき**大切に保管してください。

2. 「加入依頼書」の提出先

同封の返信用封筒にて、大阪市職員互助会まで送付してください。

一般財団法人 大阪市職員互助会 〒541-0054
大阪市中央区南本町4丁目1番10号DPスクエア本町10階

申込み締切日 2023年10月6日(金)大阪市職員互助会必着

3. お支払方法 引落日が変更になります!!

現在、お届けいただいている金融機関の預貯金口座から年額保険料を自動引落しいたします。

●引落日:2024年3月27日(水)

※お届けいただきました金融機関・預貯金口座に変更がある場合は、大阪市職員互助会までお申し出ください。

※お引落とし金額は、年額保険料のほか、事務運営費として別途75円が加算されております。

※お通帳には、「MBS. ダンタイホケン」と記載されますのでご確認ください。

制度の内容

この保険は一般財団法人大阪市職員互助会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として一般社団法人大阪市職員互助会が有します。

<ご注意>

現在ご加入の方につきましては、表紙記載の募集期間終了までにご加入者の方から特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて保険会社に保険契約を申し込みます。

1. 保険期間

2024年1月1日午後4時から2025年1月1日午後4時まで

2. 加入者票の発行

2023年12月中旬ごろに加入内容を記載した「加入者票」をご自宅に送付します。
申込された加入内容通りになっていることを必ずご確認ください。

3. 加入資格(ご加入できる方・保険の対象となる方)

※ご家族が加入する場合は、退職者ご本人が傷害補償・医療補償・がん補償・介護補償のいずれかに加入いただく必要があります。
※夫婦・親子ともに会員の場合は、それぞれ会員として加入し、家族はいずれか一方に加入してください。

保険の種類	ご加入できる方 *1	保険の対象となる方
傷害補償 あんしんメディカル がん補償 介護補償	退職者 退職者の配偶者 *2 *3 退職者の子 *3 退職者の父または母 *3 退職者の同居の親族 *5	加入された本人のみが保険の対象となります
個人賠償責任補償特約 *6 (オプション) 弁護士費用等補償特約 (人格権侵害等) (オプション)	退職者	退職者 退職者の配偶者 *2 退職者または退職者の配偶者の同居 *7 の親族 *5 退職者または退職者の配偶者の別居の未婚の子 *4 損害の原因となった事故発生時における続柄となります

*1 保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

*2 配偶者とは、法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りします。(婚姻とは異なります。)

a. 婚姻意思を有すること。(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

*3 扶養・同居に関係なく対象となります。

*4 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*5 親族とは、6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。(配偶者を含みません。)

*6 個人賠償責任において、ご本人 *8 が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限りします。)

*7 同一家屋 *9 に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません。台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、独立した建物である「勉強部屋」等に居住している場合も、同居しているものとして取り扱います。

*8 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

*9 建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれも独立して具備したものを1単位の同一家屋とします。ただし、マンション等の集合住宅や、建物内に複数の世帯が居住する住宅で、各戸室の区分が明確な場合は、それぞれの戸室を1単位の同一家屋とします。

一斉募集期間外の取扱い

9月1日～12月31日までは中途加入・脱退(解約)の受付はいたしませんのでご注意ください。

1. 中途加入する場合

●保険期間中に途中で加入する場合

大阪市職員互助会までご連絡ください。

「加入依頼書【新規加入用】」を送付しますので、必要事項をご記入のうえ大阪市職員互助会までご提出ください。

※加入依頼書はお客様控えがございませんので、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

当月10日を締切日(互助会必着)とし翌月1日午前0時より補償が開始します。

(補償終了は2025年1月1日午後4時)

補償開始月翌々月の27日*に指定口座から引落しいたします。

*金融機関が休業日の場合、保険料は翌営業日に引き落とされます。

ご家族も加入または、追加加入が可能です。(退職者本人の加入が必要)

2. 脱退(解約)する場合(一部解約も可能です)

●保険期間中に途中で脱退(解約)する場合

大阪市職員互助会までご連絡ください。

解約に必要な書類を送付しますので必要事項をご記入のうえ、大阪市職員互助会までご提出ください。

当月10日を締切日(互助会必着)とし翌月1日午後4時で脱退となります。

注)保険期間中に脱退(解約)した場合、同一保険期間中に新規加入はできません。

3. 死亡解約の場合

死亡による解約は、年間を通して受付けています。

大阪市職員互助会までご連絡ください。

税法上の取扱い

あんしんメディカル(医療補償)、がん補償、介護補償については、介護医療保険料控除(2024年1月1日始期)の対象となり、所得税の課税対象所得から所定の金額が控除されます。

なお、傷害補償(天災危険補償特約・特定感染症危険補償特約)、個人賠償責任補償特約、弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)各保険料については、税法上の控除はありません。

医療補償の葬祭費用補償特約保険料は控除の対象外です。従いまして、お支払保険料と控除対象保険料が異なることがあります。

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書で記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)

※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方(被保険者)ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方(被保険者) ご自身がありのままにご記入ください。*1

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金を お受け取りいただけないことがあります。*2

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方で自身がご記入ください。

介護補償にのみ(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

お申込み後、保険金請求時等に 告知内容についてご確認ください場合があります。



告知いただく内容例は次のとおりです。

- 入院または手術の有無(予定を含みます。)
- 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます。)の有無
- 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

以下のケースもすべて告知が必要です。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

※告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

ご注意ください

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をした場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。



この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、本パンフレット裏面に記載の取扱代理店「一般財団法人大阪市職員互助会」までご連絡ください。

傷害補償

あんしんメディカル
(医療補償1年更新)

がん補償

介護補償

募集要項

必ずお読みください

団体総合生活保険の
2023 年 10 月 1 日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2023年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

1 主な改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償			
① 医療補償	② がん補償	③ 介護補償	④ 賠償・財産・費用に関する補償

変更する補償				改 定 項 目	概 要
①	②	③	④		
		○		保険料の改定	直近の保険金のお支払実績等を踏まえ、介護補償の保険料を改定します。
		○		健康状態告知書の改定	保険金のお支払実績を踏まえたより適切なアンダーライティング、告知対象疾病の簡素化等の観点から、介護補償の健康状態告知書を改定します。
		○		付帯サービス「認知症アシスト」の利用対象拡大	現在は「年金払介護補償特約」をセットしている場合のみ提供している「認知症アシスト」について、「介護補償基本特約」がセットされていれば、「年金払介護補償特約」をセットしていない場合も対象といたします。
				「個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約」の補償拡大および保険料改定	「GIGA スクール構想」による教育の ICT 化に伴い、学校等から貸与されているタブレット端末を損壊した場合に対する補償ニーズが高まっていることを踏まえ、受託品賠償部分におけるタブレット端末について、自発的通信機能の有無を問わず補償対象とします。また、本改定に伴い、保険料の改定を行います。
		○		「携行品特約」等における約款文言の明確化および保険の対象となる物の改定	約款上「保険の対象に含まない物」としている「携帯式通信機器」および「携帯式電子事務機器」について、該当する機器が分かりづらいとの声を踏まえ、機器を限定列举する方式に変更します。 また、分かりやすさの観点から、仕様(自発的通信機能の有無)により補償対象か否かが異なっている機器について、取扱いを統一します。 取扱いを統一する主な機器は以下のとおりです。 ● 補償対象とする機器: デジタルカメラ、スマートウォッチ、無線機 ● 補償対象外とする機器(*1): ハンディターミナル、POS 端末、音声翻訳機

変更する補償				改 定 項 目	概 要
①	②	③	④		
			○	「携行品特約」等における免責事由(保険金をお支払いしない場合)の改定	「保険金をお支払いしない場合」として規定している「土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害」に、「土地の振動等によって生じた損害」を追加します。 ＜対象特約＞ 携行品特約、住宅内生活用動産特約、個人賠償責任補償特約
			○	「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」における「ストーカー行為」「嫌がらせ」の規定改定	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が改正され、規制対象となる行為に「拒まれたにもかかわらず、連続して文書を送る行為」や「GPS 機器等を用いた位置情報の無承諾取得」等が追加されたことを踏まえ、約款上の「ストーカー行為」の定義に改正内容を反映する等の約款改定を行います。
○	○			「がん」の診断確定に関する規定の明確化	「がん」の診断確定について、現在は病理組織学的所見が得られない場合のみその他の所見による診断確定を認める旨規定していますが、細胞学的検査等その他の検査による診断確定が一般的ながんもあるため、合理的な理由がある場合はその他の所見による診断確定も認めることを約款上明確化します。

2 その他のお知らせ

傷害補償および子ども傷害補償の「特定感染症危険補償特約」では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、感染症法)」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症(*1)または指定感染症(*2)を補償対象としております。

新型コロナウイルス感染症は、2023 年 5 月 8 日に感染症法上の位置づけが「五類感染症」に変更されたため、同日以降の発病は補償対象外となりますので、ご注意ください。

(*1)病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りします。)であるものに限りします。

(*2)政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限りします。

このご案内は、2023 年 10 月 1 日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07E1-GJ05-22006-202303

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間 365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です
(予約受付は、24時間 365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関するさまざまな悩みに、経験豊富な医師とメディカルソー
シャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の
一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関する相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間
いずれも
土日祝日
年末年始を除く

電話介護相談： 午前9時～午後5時
各種サービス優待紹介: 午前9時～午後5時

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、
介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介
護に関する相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」を
ご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診
のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった
ご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住いの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間
いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・法律相談 : 午前10時～午後6時
・税務相談 : 午後2時～午後4時
・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関する
ご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく
電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、
暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

認知症アシスト

【対象となる補償】
介護補償にご加入いただいた場合

自動セット

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合の
ご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。



受付時間
いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・緊急連絡ステッカー : 午前9時～午後5時
・「認知症のひとと家族の会」紹介 : 午前9時～午後5時

0120-775-677

・脳の健康度チェック : 午前9時～午後5時

0120-002-531

・認知症介護電話相談 : 午前9時～午後5時

0120-801-276

検索支援サービス

【緊急連絡ステッカー】

「緊急連絡ステッカー」をご希望に応じてお送りします*1。行方不明と
なった認知症の方を発見した方が持ち物に貼付された「緊急連絡ステ
ッカー」に記載のフリーダイヤルに連絡してIDを入力すると、連絡先
等の個人情報を公開せずにご家族等と通話することができます。

*1 ステッカーのお申込みは、保険の対象となる方が医師から認知症
の診断を受けている場合に、初年度契約からの連続した保険期間
中またはてん補期間中を通じて1回に限りです。ステッカーはフ
リーダイヤルにて受け付けた日の翌月末頃発送します。

※ステッカーの有効期限は登録から3年2か月です。有効期限後もス
テッカーをご利用される場合は、(一社)セーフティネットリンケー
ジへご入会いただき、会費等のお支払いが必要となります。

【搜索協力支援アプリ「みまもりあいアプリ」】

『みまもりあいアプリ』は、(一社)セーフティネットリンケージが取り
組む「みまもりあいプロジェクト*2」の支援ツールです。ご家族や介護
ヘルパー等、認知症の方の行方不明時にご協力いただける方にあらか
じめ本アプリをダウンロードしていただくことで、行方不明時に、「搜
索依頼」と「行方不明の方の情報や顔写真」を一斉送信することができ
ます。配信情報は、アプリ内の発見ボタンを押すことで協力者に発見・
御礼通知を配信するとともに消去されます。

*2 「緊急連絡ステッカー」と「搜索協力支援アプリ」を使って、外出時
の万一の事態(行方不明・事故等)に、地域で助け合える協力者を増
やし、見守り合える街を育てる活動です。

Android



iPhone



平仮名「みまもりあい」
で検索、または左記二
次元コードでアプリを
取得しご利用ください。



脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の
健康度」をセルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。
保険の対象となる方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができ、
定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。
※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、
ご利用いただけない場合があります。

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット

【対象となる補償】

弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法
について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛
は対象外です。

※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、
すべての問題解決を保証するものではありません。

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、
弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。

※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

・いじめ ・嫌がらせ ・痴漢 ・ストーカー行為
・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

脳機能向上トレーニング

(株)NeUが提供する脳機能向上トレーニング(『脳を鍛えるトレーニング』)
をご利用いただけます。

監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の
知見を基にしています。

本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたも
のであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』

[ホームページアドレス] <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、
表示に従い、加入者証券番号の
入力およびユーザ登録を行ってい
だきご利用ください。



監修: 川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。

※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、
ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談
に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェック
プログラム*3」をご利用いただくことも可能です。

*3 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に
基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症のひとと家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症のひとと家族
の会*4」をご紹介します。*5

*4 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解
を広める啓発活動を行っている法人です。

*5 年会費については、お客様にご負担いただきます。

ご注意ください (各サービス共通)

・ご相談のご利用は、保険期間中(認知症介護電話相談については、てん補期間中も含みます。)にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで
保険契約が継続している場合に限りです。

・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者
といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。

・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合
の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態
にある方を含みます。婚約とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

《お願い》  「たいせつなこと」伝えます!

本制度は加入者の相互扶助により成り立っております。本制度を安定的に運営・維持していくためには、保険金支払件数や支払実績により、引受制限や、加入手続きを見合わせていただくことがあります。

■お問い合わせは■

■取扱代理店

一般財団法人 大阪市職員互助会

 **0120-491-054**

<https://www.cityosaka-gojo.or.jp>

〒541-0054 大阪市中央区南本町四丁目1番10号DPスクエア本町10階
(平日9:00~17:30 ※土・日・祝・12/29~翌1/3を除く)

■引受幹事保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 TEL 06-6203-0518

(ご意見・ご相談は) 関西法人営業部 大阪公務金融室 〒541-8555 大阪市中央区高麗橋3-5-12 淀屋橋東京海上日動ビルディング10階
(平日9:00~17:00 ※土・日・祝日はお休みさせていただきます。)

団体総合生活保険〔傷害補償〕

■引受非幹事保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社
損害保険ジャパン株式会社

※医療補償、がん補償、介護補償については、東京海上日動の単独のお引き受けとなります。

ケガ・病気の連絡は、東京海上日動安心110番(24時間365日受付)へご連絡ください。

保険金請求(事故報告)  **0120-720-110** 受付後、保険会社から請求手続き書類をご自宅に送付します。

補償の概要等、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)、商品改定のご案内は、以下の方法によりご確認ください。

・右記QRコードから大阪市職員互助会HPへアクセスしご確認ください。

(ログインパスワード:gojo)

・URL:<https://www.cityosaka-gojo.or.jp/kaiin/hoken/life/>

※重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします(冊子をご希望の場合は、大阪市職員互助会までご連絡ください。)

◆今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は商品改定のご案内のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。



その他の お知らせ



※現在のご契約について保険金のご請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、すぐに本パンフレット記載の取扱代理店までご請求方法につきご確認のご連絡をお願いします。なお、本パンフレットは2024年1月1日午後4時以降の補償内容です。それ以前の補償内容とは異なりますので、ご注意ください。

※なお、このパンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間終了時まで保管してご利用ください。

※加入依頼書は単票となっております。加入者票が到着するまでの間、加入依頼書をコピーいただくか、パンフレット等に加入内容を記録し、保管いただきますようお願いします。